

# 「パパ・ママ自転車安全推進サポーター自転車協力店」募集について

自転車の安全利用の推進、自転車活用の促進、子ども・子育て支援の充実のため、「パパ・ママ自転車安全推進サポーター事業」を行います。本事業では、自転車の安全利用の推進、自転車活用の促進を目的とするほか、子育て支援として、3人乗り電動アシスト付自転車の購入補助を行います。

自転車購入補助の実施にあたり、その販売先となる自転車販売店(自転車協力店)として、適切な自転車販売及び自転車の安全利用の啓発等にご協力いただける事業者を募集します。

## 1. 実施主体

さいたま市 都市局都市計画部 自転車まちづくり推進課

## 2. 事業概要

### ＜パパ・ママ自転車安全推進サポーター事業について＞

○子育て世代の世帯を対象とした自転車安全推進サポーターを募集・認定し、自転車の安全啓発にご協力いただくとともに、3人乗り電動アシスト付自転車購入費の一部を補助する取組です。

○補助金対象となる自転車の購入先は、事前にさいたま市に登録された「自転車協力店」に限定されます。

### ＜補助金交付の対象者＞

○補助金交付の対象者は以下の要件にすべて該当するものとします。

- (1)市内に住所を有し、満1歳以上5歳未満の幼児を2人以上養育している
- (2)本人及び同一世帯の方が本補助金の交付を今までに受けていない
- (3)本人及び同一世帯の方が市税を滞納していない

### ＜補助金対象となる自転車＞

○補助金の対象となる自転車は以下の要件にすべて該当するものとします。

- (1)一般社団法人自転車協会が定める幼児2人同乗用自転車安全基準に適合し、「BAAマーク」・「幼児2人同乗基準適合車マーク」が貼付されているもの
- (2)電動アシスト付であるもの
- (3)防犯登録がされているもの
- (4)「TSマーク」が貼付されているもの
- (5)新品であるもの

### ＜補助金額＞

○補助金対象となる自転車の本体購入費の1/2（上限30,000円）とします。

※補助金の額に100円未満の端数が生じるときは切り捨て。

### 3. 自転車協力店の対象となる事業者（店舗）

#### ＜自転車協力店とは＞

- 自転車協力店とは、上記の補助金交付対象者が、3人乗り電動アシスト付自転車を購入する際の、購入先となる自転車販売店のことです。
- 補助金の対象となる自転車の購入先は、自転車協力店のみとなります。
- 自転車協力店に登録されると、店名・住所・連絡先・取り扱いメーカー等が自転車協力店一覧に掲載されます。自転車協力店一覧はさいたま市ホームページに掲載するほか、パパ・ママ自転車安全推進サポーターが必ず受講する自転車安全講習会にて配布いたします。

#### ＜自転車協力店の要件＞

○自転車協力店は以下の要件のすべてに該当するものとします。

- (1)市内において自転車の小売（電子販売取引業及びリサイクル業を除く）を業としてい  
ること
- (2)幼児二人同乗用自転車安全基準適合車（電動アシスト付）を販売していること
- (3)公益財団法人日本交通管理技術協会が定める自転車安全整備店に登録していること
- (4)防犯登録及びTSマーク付帯保険の取扱いがあること

#### ＜自転車協力店の役割＞

○自転車協力店の役割は以下に挙げるものとします。

- (1)補助金交付対象者に要件に適合する自転車を販売する。
- (2)補助金交付対象者に自転車を納車する際、「3人乗り電動アシスト付自転車購入確認カード」を記入し、対象者に渡す。
- (3)補助金交付対象者に自転車を納車する際、自転車の定期点検、自転車の安全な乗り方・使い方及び交通ルール・マナー等自転車の安全利用の説明を行う。
- (4)補助金交付対象者に自転車を納車する際、補助金交付に必要な書類を対象者に渡す。
  - ・自転車の領収書
  - ・自転車の製造メーカー保証書
  - ・防犯登録の控え
  - ・TSマーク付帯保険加入（控）
- (5)その他、さいたま市の自転車の安全利用推進にかかる施策に協力する。  
（例：自転車安全啓発冊子の店頭での配布など）

## 4. 自転車協力店登録について

### <募集期間>

○募集は常時行っております。

### <応募手順>

#### ① 申請

○別添の「パパ・ママ自転車安全推進サポーター事業自転車協力店登録申請書」に必要事項を記入してください。

○申請書に必要事項を記入し、電子メール、FAX、郵送または持参にてご提出ください。

(提出先)

さいたま市役所都市局都市計画部自転車まちづくり推進課 自転車政策係

住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

電話：048-829-1398

FAX：048-829-1979

メール：[jitensha-machizukuri-suishin@city.saitama.lg.jp](mailto:jitensha-machizukuri-suishin@city.saitama.lg.jp)

※メール、FAXでご提出される方は、送信後、必ず電話にてご一報ください。

#### ② 審査

○ご提出いただいた申請書より、応募基準を満たしているか、審査を行います。

#### ③ 登録

○審査の結果、自転車協力店の要件に該当しましたら、「パパ・ママ自転車安全推進サポーター事業自転車協力店登録通知書」を通知いたします。

○通知を受けた事業所は、店名・住所・連絡先・取り扱いメーカー等が自転車協力店一覧に掲載されます。自転車協力店一覧はさいたま市ホームページに掲載するほか、パパ・ママ自転車安全推進サポーターが必ず受講する自転車安全講習会にて配布いたします

○登録以降、自転車協力店として上記の役割を担っていただくようお願いいたします。

## 5. 本事業における自転車購入及び補助金交付の流れ

### ①パパ・ママ自転車安全推進サポーターの募集・抽選

- パパ・ママ自転車安全推進サポーターの募集を行います。
- 応募者が募集人数より多い場合は抽選を行い、事業に参加される方を決定します。

### ②自転車安全講習会の開催

- パパ・ママ自転車安全推進サポーターに応募された方に向けた自転車安全講習会を開催します。
- 応募された方は、必ず自転車安全講習会を受講いただきます。

### ③自転車の購入（自転車協力店が携わる部分）

- 自転車安全講習会を受講された方は、受講後に、自転車協力店にて、上記の補助金交付対象となる自転車をご購入します。
- 自転車協力店は、購入された自転車を納品する同時に、「3人乗り電動アシスト付自転車購入確認カード」を記入し、購入者へ渡します。
- 自転車協力店は、その他の必要書類（領収書、メーカー保証書、防犯登録控え、TSマーク付帯保険（控））を自転車協力店より、自転車購入者へ渡します。

### ④補助金交付申請

- 自転車の納車を受けた方は、必要書類を添付し、補助金交付の申請を行います。
- 補助金交付申請の申請期限は、自転車安全講習会を受講した日から60日以内となっており、その間に自転車を購入し、納品を受け、補助金交付申請を行う必要があります。申請期間を過ぎてしまうと、補助金を交付できなくなります。

### ⑤パパ・ママ自転車安全推進サポーター認定・補助基金交付・ヘルメット進呈

- 補助金交付の申請を行ったあと、内容審査を行い、「3人乗り電動アシスト付自転車購入補助金交付決定通知書」をお送りし、指定された金融機関口座に補助金を振り込みます。
- 上記通知をお送りした方には子ども用ヘルメットをお送りいたします。

お問い合わせは、自転車まちづくり推進課（048-829-1398）まで